

天神川流域森林・林業活性化センター規約

(名称)

第1条 この団体は、天神川流域森林・林業活性化センター（以下「センター」という。）という。

(目的)

第2条 センターは、中部地域の森林整備と木材生産を促進し、地域林産業等の振興を図ることで、地球温暖化防止等の森林の公益的機能の充実等による脱炭素社会の実現やSDGsの推進に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業等を行う。

- (1) 森林整備の促進に関する事
- (2) 木材生産や木材利活用の促進に関する事
- (3) 林産業等の人材・担い手育成に関する事
- (4) 森林教育・木育の推進に関する事
- (5) 森林の有する防災・減災機能の向上に関する事
- (6) その他必要な事業に関する事

(会員)

第4条 センターを構成する会員（以下「センター会員」という。）の資格を有する者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 県
- (2) 市町
- (3) 森林組合
- (4) 森林整備法人
- (5) 造林・素材生産事業体及びその組織する団体
- (6) 木材加工・流通事業体及びその組織する団体
- (7) その他、理事会が構成員とすることを適当と認める者

(役員)

第5条 センターに次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事は、会長1名、副会長若干名を互選する。
 - 3 役員任期は2年とする。
 - 4 役員職務は、次によるものとする。
 - (1) 会長は、センターを代表し、会務を処理する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ互選により定めた順位に従い、その職務を代理する。
 - (3) 理事は、会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ互選により定めた順位に従い、その職務を代理する。
 - (4) 監事は、財産及び会務執行状況を監査する。

(総会)

第6条 センターの総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 総会は会長が招集する。
- 4 総会は次の事項を議決する。
 - (1) 規約の制定、改正
 - (2) 事業報告及び収支決算

- (3) 事業計画及び収支予算
 - (4) 役員を選任
 - (5) その他理事会で必要と認めた事項
- 5 特別な事情があり総会が開催出来ない場合は、書面議決ができることとする。

(理事会)

- 第7条 理事会は、理事をもって構成する。
- 2 理事会は、必要に応じて会長が招集する。
 - 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
 - 4 監事は、必要に応じ理事会に出席し、意見を述べることができる。
 - 5 理事会は次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 会員の追加
 - (3) その他必要な事項

(部会)

- 第8条 理事会は、第3条に掲げる事項について、専門的な立場から具体的検討を進めるため、必要に応じて専門部会を設置することができる。
なお、新たに部会を設置したときは、通常総会へ報告する。

(事務局)

- 第9条 センターの事務局は、倉吉市東巖城町2番地鳥取県中部総合事務所農林局林業振興課内に置き、会計事務局を倉吉市大原1034番地1鳥取県中部森林組合内に置く。

(経費)

- 第10条 センターの経費は、次の各号に掲げるものをもって当てる。
- (1) 特別会費（必要の都度徴収することとする。）
 - (2) 補助金
 - (3) その他

(会計年度)

- 第11条 センターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

平成4年8月27日制定
平成5年8月24日一部改正
平成11年7月5日一部改正
平成14年5月13日一部改正
平成18年9月6日一部改正
平成19年4月24日一部改正
平成20年8月8日一部改正
平成29年11月16日一部改正
令和元年6月28日一部改正
令和2年7月3日一部改正
令和3年8月20日一部改正